

実践的な職業教育を行う 新たな高等教育機関の検討経緯と 制度化の方向性

塩原誠志 文部科学省 高等教育局主任大学改革官

産業構造が大きく変化するなか、これからの社会では、様々な職業分野で高度な実践力を基盤としつつ、新たな分野を開拓できる創造力を備えた人材の活躍の場が広がると考えられる。こうした人材の養成強化を図るため、現在文部科学省では、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である「専門職大学」及び「専門職短期大学」（いずれも仮称。以下同じ）の制度化に向けた検討を進めている。「専門職大学」等は、大学制度の中に位置きつつ、実践的かつ創造的な専門職業人の養成に特化した機関として、独自の枠組み・基準により制度化されるものであり、平成31年度からの開学が可能となるよう、本年通常国会に関連法案を提出することを目指している。本稿ではその検討経緯と制度化の方向性について解説する。

中央教育審議会での制度化検討

新たな高等教育機関については、政府の教育再生実行会議「第五次提言」（平成26年7月）でその制度創設が要請されて以降、文部科学省の有識者会議及び中央教育審議会による検討が重ねられてきた。その成果として、昨年5月には中央教育審議会の答申がとりまとめられ、新たな機関の制度設計の方向性等が示されたところであ

る。文部科学省では、この答申を踏まえ、制度の具体化の検討や、必要な法令整備の準備を進めている。

制度設計の方向性 (中央教育審議会答申〔平成28年5月〕)

(1) 基本的な設計

【修業年限】

- ・修業年限は4年（「専門職大学」）又は2年若しくは3年（「専門職短期大学」）。
- ・4年制の課程については前期・後期の区分制とする可。

【学位】

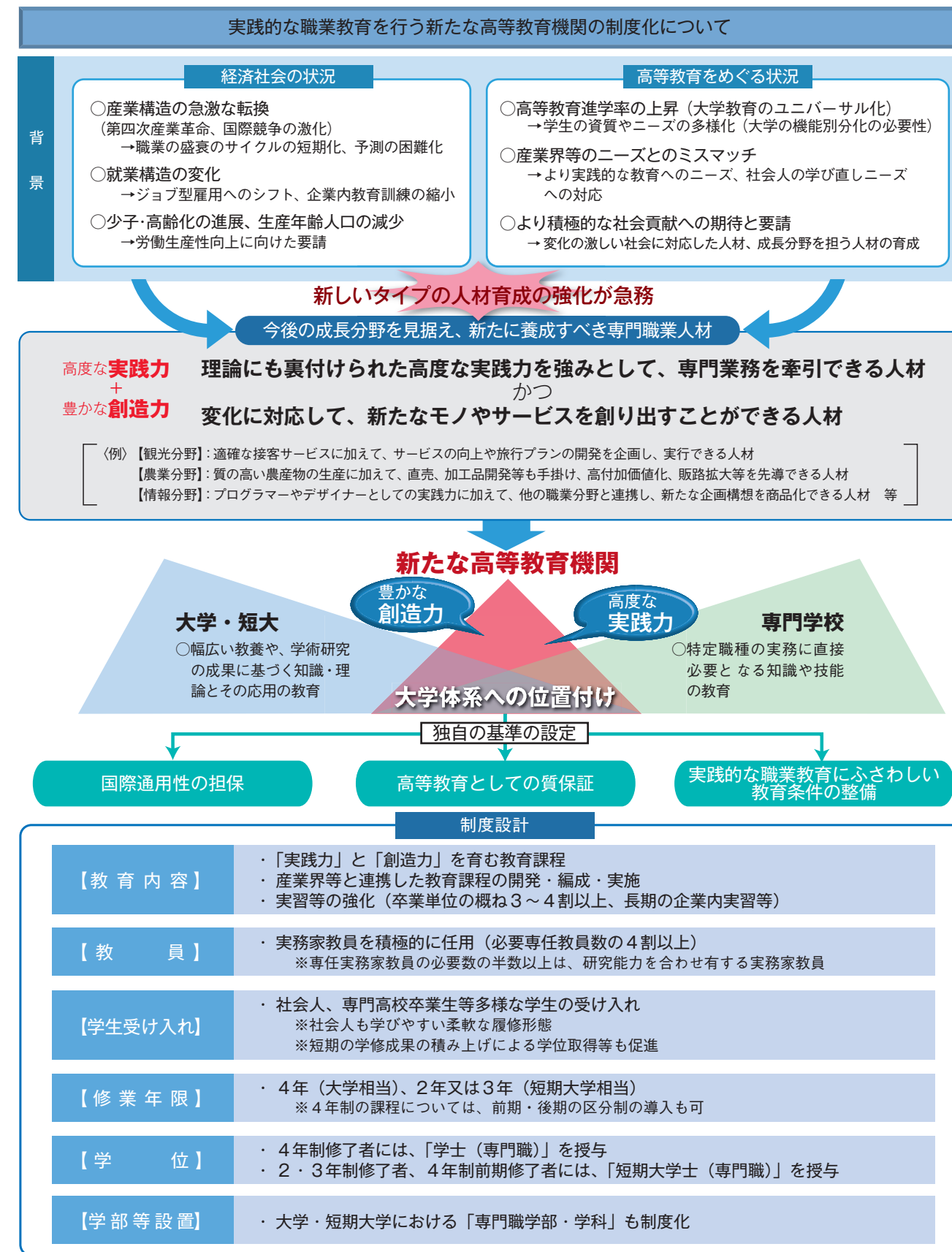
- ・4年制課程の修了者には「学士」相当の学位を、2・3年制課程の修了者及び4年制の前期課程の修了者には「短期大学士」相当の学位を授与。

(2) 具体的制度設計

- ①理論と実践の架橋、②産業界・地域のニーズの適切な反映、③社会人の学び直し等への対応、④高等教育機関としての質保証・実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備、の4つの視点から、必要な制度を整備。

【教育内容】

- ・「実践力」と「創造力」を育成する教育課程。



・長期の企業内実習(2年で300時間以上、4年で600時間以上)を含め、実習等による授業科目を一定割合(卒業単位数の3~4割)以上修得。

・産業界等と連携して教育課程を編成・実施する体制の義務付け。

【教員】

・教員組織の中に実務家教員を積極的に位置付け(必要専任教員数の4割以上)。

【学生受け入れ】

・社会人や専門高校卒業生等、多様な学生の受け入れを努力義務化。

・短期の学修成果を積み上げ学位取得につなげる仕組み等、社会人が学びやすい仕組みを整備。

【質保証】

・既存の大学等の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な設置基準を設定。

・大学等と同等又はそれ以上の情報公表や、分野別質保証等を取り入れた第三者評価(認証評価)を実施。

産業界の構造変化に耐え得る人材養成を

「第四次産業革命」やグローバル化の進展を背景に、現在、産業界の急激な転換が進んでおり、また、これに伴

う就業構造の劇的な変化等も予測されている。高等教育をめぐるのは、従来、産業界のニーズとのミスマッチの問題が指摘されてきたが、変化の激しい社会に対応した人材や、今後の成長分野を担う人材等の育成に、より積極的な貢献を果たすよう求める要請が高まっている。

こうした状況を踏まえ、これからの高等教育においては、高度な実践力を強みに専門分野を牽引し、また、変化に対応して新しいモノやサービスを創り出すことのできるような、実践的かつ創造的な人材を養成していく機能の強化が急務と考えられる。具体的には、例えば観光・農業・情報といった成長分野において、当該分野の高度な専門性を身につけるだけでなく、さらにそれを活かして、新たなプランの企画や商品の高付加価値化、新たな構想の商品化等を実現できる人材等の養成である。

「専門職大学」等は、今後の成長分野を見据えつつ、こうした人材ニーズに応える機関として制度化されるものであり、産業界等とのより密接な連携の下、「高度な実践力」と「豊かな創造力」を育成するための独自の枠組み・基準を備え、これによって既存の大学・短大や専門学校との違いを明確化された機関となる。即ち、大学・短大が行ってきたアカデミックな教育の基盤の上に、産業界等のニーズに即応したより実践的な教育を加え、あるいは、専門学校が強みとしてきた実習重視の実務教育の上に、理論の裏付けや関連する幅広い分野の知識等を加えることにより、これからの社会で求められる専門職業人材の養成強化を推進するものである。

同時に、高等教育進学率の上昇に伴う学生の多様化、大学の機能別分化が進む中であって、この機関は、職業実践的な高等教育の新たな選択肢を提供するものとなる。現在、高等学校卒業後の半数以上の若者の進路となっている大学等の教育が、多様な進学希望者のニーズにより適切に応えるものとして発展していくうえでも、この制度が重要な役割を果たし得るものと期待される。

さらに、新機関では、社会人等にも学びやすい弾力的な履修の仕組み等を整備し、質の高い実践的な職業教育のプログラムを提供していく。これにより、変化の激しい時代に、働く人々の生涯にわたるスキルアップを支援する機関となることを目指している。

平成 29 年 2 月 中央教育審議会大学分科会

今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理 (概要)

【新たな高等教育機関関係部分抜粋】

1. 本論点整理の位置付け

- 次の三つの視点から各高等教育機関の役割・機能の強化を中心とした高等教育改革の論点を整理。
 - ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」を見据えた高等教育機関の役割・機能の在り方に関する考察(短期的視点)
 - ・第3期教育振興基本計画の策定に向け、高等教育に関して検討を進める必要がある事項の整理(中期的視点)
 - ・平成32年頃までを念頭においた中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」に代わる高等教育の新たな将来構想の策定に向け、検討することが必要な事項の整理(長期的視点)
- 次期中央教育審議会大学分科会(H29.2~)において、より具体的な検討。

2. 高等教育機関の役割・機能に係るこれまでの政策の動向

3. 高等教育を取り巻く状況の変化と今後特に重視すべき考え方の方向性

- 高等教育を取り巻く社会環境は近年一層激しく変化。
 - ・人口の減少 ・大学等への進学率、学生数の変化、進学機会の格差 ・経済社会のグローバル化
 - ・産業構造の変化(第4次産業革命等) ・就業構造の変化 ・経済的格差の拡大、貧困問題の顕在化
 - ・地方創生の必要性の高まり ・世界的な学術研究の進展 等
- こうした中で、高等教育においては、知識・技能を学んで修得する能力だけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、自ら問題の発見・解決に取り組み、多様な他者と共働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造する力を育成することが不可欠。
- そのため、これからの時代における高等教育の使命の再定義も含め、人口減少時代における高等教育政策の在り方を総合的に検討することが必要。
- 今後の高等教育については、次の2つの方向での機能強化が必要。
 - ①新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化
 - ②社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実
- その際、特に以下のような点に留意が必要。
 - ・進学率の上昇、中等教育との接続の改善
 - ・第4次産業革命等における成長分野の人材育成、社会人の学びに対する貢献の強化
 - ・機関間の連携強化による地域に必要な高等教育機会の確保

4. 各高等教育機関の役割・機能の強化に関し、早急に取り組むべき論点

- (1) 各学校種別の役割・機能の強化
- (2) 各高等教育機関における職業教育の役割の強化と「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」
 - 職業教育には多様な分野があり、専門性のレベルや卒業後に働く組織での役割の違いによっても必要とされる教育内容は異なる。大学、短大、高専、専門学校が、それぞれの特徴を活かして現在行っている職業教育は引き続き重要であり、その一層の充実を図る必要がある。
 - 一方、今後の社会経済の変化の中で、新たな専門能力が求められる職種や新規開拓が必要な分野も生じており、「新たな機関」は、産業界との密接な連携により、このような分野の専門業務を牽引する人材育成を行おうとする場合に最も適した教育機関として、新たな選択肢を提供しようとするもの。
 - 今後、各機関が適切に役割分担し、また相互に連携しつつ、それぞれの職業教育を発展させるべき。

5. 今後の高等教育改革全体の課題として中期的視点、長期的視点からより詳細に検討すべき論点

高等教育全体の在り方と 新機関の役割

なお、新たな機関の制度化も見据えた今後の高等教育全体の在り方については、現在中央教育審議会大学分科会において審議が進められている。同分科会では、まずは新たな機関を含めた各高等教育機関の役割・機能強化に関する事項を中心に検討を行い、本年2月には、その「論点整理」を公表している。

「論点整理」では、社会経済状況の変化等も踏まえ、今後の高等教育において特に重視すべきは「知識・技能を学んで修得する能力だけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力」や、さらには「問題発見・解決に取り組み、新たなモノやサービスを生み出し社会に新たな価値を創造する力」の育成であるとしている。

また、今後の高等教育の機能強化の基本的方向性として「①新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化」及び「②社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実」の2つの観点から充実を図ることが、特に必要であるとしている。

その上で、既存の各高等教育機関の役割や機能強化の方向性を示すとともに、特に職業教育における各高等教育機関の役割と新たな高等教育機関の関係について、以

下のように整理している。

即ち、職業教育にも多様な分野があり、また専門性のレベルや卒業後に働く組織での役割の違いにより、必要とされる教育の内容も異なっている。例えば、医師・教員・保育士・看護師等、資格取得のための教育が学問分野として確立しているものや、伝統的な実学教育であった工学・農学をはじめ様々な分野の人材育成、特定の職業への就職を前提としない幅広い教養教育・専門教育等は、これまでも既存の高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校）が、各学校種の強み・特性に応じて行ってきた。こうした教育は今後も引き続き重要であり、それぞれの機関におけるこれらの機能の一層の充実を図る必要がある。一方、現在の職業教育について、産業界からは、より高度で実践的・創造的な教育や、成長分野等で必要とされる人材養成の強化を求める声もある。新たな高等教育機関はこうした声も踏まえ、ある分野の専門業務を牽引し、又は新規分野を開拓する人材を育成するため、産業界と密接に連携して高度かつ実践的・創造的な教育を行おうとする場合に最も適した教育機関として創設が検討されているものであり、従来の高等教育機関における職業教育に加えて新たな選択肢を提供するものでもある。

平成31年度からの 制度施行を目指す

「専門職大学」等については、以上のような制度の趣旨、位置付け・役割を踏まえながら、その制度設計の具体化を図っていく。今後は、「専門職大学」等の基本的な設計等を定める学校教育法の改正法案を、現在開会されている通常国会に提出する予定である。国会で承認されればその後、速やかに具体的な設置基準等の検討・公表を行い、さらにこれに基づく設置認可審査の手続き等を進め、平成31年度からの制度施行を目指すこととしていきたい。

※本原稿の情報は2017年2月段階のものである。